

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

湯沢市長

市町村名 (市町村コード)	湯沢市 ( 052078 )
地域名 (地域内農業集落名)	駒形地区 ( 八面、西川連、仙道、佐野、東福寺、大倉、三又、高村、明戸、大門 )
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年4月12日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・高齢化が進み、地域の担い手が減少している。
- ・出し手、受け手の間にこだわりが強く賃借料の統一が図られていない。
- ・農地が分散しているため集約が難しい。
- ・水のかかりにくい農地があり5年水張りルールの達成が難しい。

主な作物: 水稻、大豆、ねぎ、りんご、ぶどう

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・農作業の効率化を図るため、担い手への農地の集積、集約化を進める。
- ・水稻、大豆等でブロックローテーションに取組んでいく。
- ・法人の雇用を通して、担い手及び後継者の育成に取り組む。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	610.56 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	610.56 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

地区内の農振農用地を農業上の利用が行われる農用地とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の中心となる法人、認定農業者、新規就農者に農地集積、集約を進める。</li> <li>・作物ごとに団地化を進める。</li> </ul>
(2)農地中間管理機構の活用方針
担い手に集積、集約を進めるため、農地中間管理機構を活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
将来的に基盤整備事業による未整理地区の区画整理を行い利水等の問題を改善し、担い手に集積、集約を目指す。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人の雇用を通して、担い手及び後継者の育成に取り組む。</li> <li>・機械オペレーター従事者を育成していく。</li> </ul>
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
<ul style="list-style-type: none"> <li>・農作業の効率化を図るため防除作業は、農業法人等に委託する。</li> <li>・カントリーエレベーター等を利用する。</li> </ul>

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①ツキノワグマやイノシシ等の被害が拡大しないよう電気柵等の設置を推進する。
- ②減農薬栽培に取り組む。
- ⑤果樹の生産を継続する。
- ⑦地域全体で農道、水路等の保全・管理に取り組む。
- ⑧出荷施設等の整備を検討していく。